

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年6月19日 05時00分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市育波漁港北西方沖 育波港A防波堤灯台から真方位309°1,270m付近 (概位 北緯34°32.4′ 東経134°52.9′)
事故の概要	漁船住吉丸は、西北西進中、また、プレジャーボート昭和丸は、船首を南南東方に向けて漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年6月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 住吉丸、6.6トン HG2-8525（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート 昭和丸、5トン未満（長さ6.25m） 260-29066兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期 日出時刻：04時48分ごろ
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、翌日の操業に備えて魚群探索を行う目的で育波漁港を出航した。 船長Aは、育波漁港外へ出たところ、左舷船首方にB船1隻を、右舷方に多数のプレジャーボート等を認めた。 船長Aは、A船を約4ノットの対地速力で北西進させ、魚群探索を開始したが魚影が映らなかったため、右舷船首方のプレジャーボート等の動静に意識を向け続けながら、西方の海域に向かうこととして左舵を取った。 A船は、左転して西北西進中、船長が正船首約10mにB船を認めて衝突を避けようと左舵を取ったが、B船と衝突した。 船長Aは、海面に浮いていた船長Bを救助し、A船でB船を横抱きにした後、家族に118番通報を行うように携帯電話で連絡して育波漁港に帰港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、流し釣りを目的で育波漁港北西方沖において船首を南南東方に向けて機関を中立とし、漂泊を開

	<p>始した。</p> <p>船長Bは、左舷船首方約100mにA船を認めたものの、A船がB船の船尾方を通過する態勢で北西進していたので、衝突の危険はないと思い、仕掛けの投入を開始した。</p> <p>船長Bは、仕掛けの投入を終えて左舷船首方を見たところ、B船に向かって接近するA船を認め、大声で叫んだが、A船がなおも接近するので、海中に飛び込んだ。</p> <p>船長Bは、本事故当時、自動膨張式救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、西方海域に向けて航行中、船長Aが、右舷船首方のプレジャーボート等の動静に意識を向け続けながら左転して西北西進したことから、左舷船首方で漂泊していたB船に向かって航行していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を南南東方に向けて漂泊中、船長Bが、左舷船首方にA船を認めたものの、A船がB船の船尾方を通過する態勢で北西進しており、衝突の危険はないと思い、仕掛けを投入しながら漂泊を続けていたことから、その後、A船が左舵を取ってB船に向かう態勢で接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が西方海域に向けて航行中、B船が船首を南南東方に向けて漂泊中、船長Aが、右舷船首方のプレジャーボート等の動静に意識を向け続けながら左転して西北西進し、また、船長Bが、仕掛けを投入しながら漂泊を続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、一定の方向のみに意識を向けず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 船長は、漂泊中に自船に接近する他船を認めた場合は、安全に通過するまで他船の動きを観察し、必要に応じて余裕がある時機に船体を移動させるなど、衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>